

前橋市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、文化スポーツ観光部、産業経済部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年10月12日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

内 監
令和5年10月12日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前橋市議会議長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美 咲 子

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う監査

3 監査の対象

(1) 対象部局

文化スポーツ観光部

文化国際課、スポーツ課、観光政策課

産業経済部

産業政策課、にぎわい商業課、公営事業課

(2) 対象年度

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和4年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

5 監査の実施内容

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

6 監査期間

令和5年8月23日から同年10月12日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長

に対して改善等を指導しました。

(1) 文化スポーツ観光部文化国際課（指摘事項 2 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

アーツ前橋収蔵品等管理システム調達業務の委託契約において、契約規則第 16 条第 1 項では第 6 条の規定に準じて予定価格を定めるものとし、同条第 3 項では予定価格を記載した予定価格調書を封書とすると規定しているが、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

平成 29 年度及び令和 2 年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 契約書の記載事項について

前橋文学館清掃業務の契約書において、契約規則第 53 条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。

平成 29 年度及び令和 2 年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(2) 文化スポーツ観光部スポーツ課（指摘事項 3 件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 行政財産使用料の算定について

市民プール駐車場の土地に係る行政財産使用料の算定において、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。

不足する使用料の徴収を速やかに行うとともに、行政財産使用料条例にのっとり適正な使用料を算定するよう改善されたい。

a 行政財産使用料条例別表では、使用期間が 1 年に満たないときは、当該年額をその年度の日数で除した額に当該使用期間の日数を乗じて得た額とすると規定しているが、閏年である令和 5 年度の使用料の日割り計算に当たり、366 日で除していなかった。

b 使用期間の日数を誤って算定しているものがあつた。

c 計算途中の金額を誤って算定しているものがあつた。

d 行政財産使用料条例別表では、使用期間が 1 か月に満たない土地の使用料の額は、算定した額に 100 分の 110（消費税及び地方消費税）を乗じて得た額とすると規定しているが、その率を乗じていないものがあつた。

(イ) 地中線及びガス管の使用料の算定について

大渡温水プール・トレーニングセンターの地中線及びガス管、市民体育館のガス管に係る使用料の算定において、行政財産使用料条例別表に定める道路占用料徴収条例別表で地中線及びガス管の長さについて、メートル未満の端数を切り上げるとの規定がないにもかかわらず、メートル未満の端数を切り上げて算定していた。また、地中線に係る使用料の算定におい

ては、同条例第2条第3号の規定により、占用料の総額が100円に満たないときは100円とすべきところ、10円で算定をしていた。

過大に徴収した使用料の還付及び不足する使用料の徴収を速やかに行うとともに、行政財産使用料条例にのっとり適正な使用料を算定するよう改善されたい。

イ 現金取扱事務について（指摘事項）

(ア) 収納事務委託について

旧前橋東商業高校施設管理・運營業務において、地方自治法施行令第158条第1項では、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入を、使用料や手数料等に限定しているが、同項で規定していない照明使用に係る実費徴収相当額を収入事務受託者が収納していた。

地方自治法施行令にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(3) 文化スポーツ観光部観光政策課（指摘事項2件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

(ア) 補助金の交付申請について

前橋・赤城スローシティ地域づくり推進事業補助金の審査において、交付申請書に添付された収支予算書の繰越金収入額と、前年度収支決算書の収支差額とが不一致のまま、交付決定しているものがあつた。

補助金等交付規則第5条、補助金交付要項にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 切手の管理について

ようこそまえばしを進める会の切手の管理において、82円切手の現物と受払簿の残高に不一致があつた。

令和2年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、切手は金券であり、換金性も高く、厳密な事務処理を行う必要があることから、適正な管理を行うよう改善されたい。

(4) 産業経済部産業政策課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 産業経済部にぎわい商業課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 産業経済部公営事業課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 施設の管理について

財務規則第184条において、主務課長は、その所管に属する公有財産について、使用状況の適否、維持保全状況の適否、その他公有財産の管理上必要な事項に関して常にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定されている。

しかし、ドームパーキングプラザ（5階建て）において、屋上に使用さ

れなくなったアルミ部材等が放置してあり、風にあおられ落下の危険性があった。

また、ドームパーキングⅡ（5階建て）において、施設内の車路側溝にゴミが詰まり、雨水が適切に排水できず、施設内に溢れていた。更に、閉鎖時において、1階北側出入口シャッターが故障により閉鎖できず、外部から容易に施設内に侵入できるなど、不十分な施設の管理状況であった。

財務規則にのっとり、適切な施設の維持管理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（要望事項）

(ア) 施設の在り方について

ドームパーキングプラザ及びドームパーキングⅡについては、グリーンドーム前橋及び利根西前売サービスセンター利用者の駐車場として利用されているが、利用実績が著しく少ないことから、平成29年度の定期監査において、施設の有効活用の検討を要望している。その対応として、平成30年2月に両駐車場の一般利用者への貸付け等、新たな利用形態を研究するとの措置報告があったが、その後、現在までに具体的な対策は講じられていないことから、利用状況に変化はなく、特にドームパーキングⅡは、寛仁親王牌や大規模なイベント開催時以外は閉鎖されている状態である。

また、同監査結果では、両駐車場用地の賃借料について、路線価等により算定した適切な賃借料への見直しも要望したことから、地権者と協議を行い、令和4年度から賃借料の減額見直しがなされたものの、施設を維持するには賃借料を支出し続ける必要がある。

このほか、毎年度、消防設備やエレベーター設備の点検等の維持管理費用を要することや、今後、施設の老朽化の進展による修繕等経費の増加も予想される。

駐車場の利用実績が著しく少ない中においても施設を維持するためには、毎年度、土地賃借料や維持管理費の負担が必要となることを踏まえ、施設の有効活用の促進のみならず、将来的な施設の在り方について、特にドームパーキングⅡを所有、維持していくことの妥当性も含め早急に検討を進められたい。